

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H25.9.17（火）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 10：00

委員長挨拶

委 員 長

おはようございます。

委員長の山本です。何分ふなれでございますので、皆さんの協力を得ながら適切な審査をしてまいりたいと思いますので、委員の皆さん、職員の皆さん、ご協力のほど切にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成24年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 平成24年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計4件、企業会計2件の計6件となっております。

事前審査説明

委 員 長

次に、審査の方法について協議をさせていただきます。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめどに取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

異議なしと認めます。

そのように決定させていただきます。

次に審査の進め方について協議いたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細説で50万円以上の不用額について、要する経費として予算があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定させていただきます。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。

また、答弁については、部課長に限らず内容を知っている方が行ってください。

なお、氏名、役職が告げられないで答弁の許可を得た場合には、所属、職名、氏

名を述べてから答弁を行っていただくようよろしくをお願いをしたいと思います。
次に、市長に対する総括質疑であります、審査の日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

次に、討論ですが、付託されております全日程について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、渡辺精郎委員の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。

次に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてお手元に配付されておりますが、これ以外の関係で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定をいたしたいと思いますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

資料要求

委員長

まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、なしと確認をいたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めさせていただきたいと思います。

認定第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

認定第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を求めます。

大平部長

(認定第3号を説明する。)

高瀬技監

(認定第3号を説明する。)

委員長

所管からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

渡 辺

それでは、290、291ページからまいります。1点目ですが、住宅使用料の件でございますが、滞納繰り越し分が相変わらず減っていないわけですが、特に不納欠損金の16万円ほどですか、これの原因、この理由をご説明願います。

その下のほうで、駐車場使用料でございますが、これもまた滞納繰り越し分が9万4,000円ほどでございますが、これも毎年同じように繰り越し分になっておりますが、滞納しながらこの駐車を認めているのかどうか。このような滞納をなくす工夫をどのようにされているのかお答えいただきたいと思います。

3点目は、300、301ページでございます。道営住宅の管理費に関係して、その近くにある国の雇用促進住宅が放置されている状態ですが、直接管理は関係ないと思うのですが、滝川市に存在する以上どのような措置とか、あるいは固定資産税

等どのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

次に、302、303ページですが、特に303ページの東町団地建てかえ第1期工事が完成して、入居がそろそろ終わったところだと思うのですが、30戸の移転先というか、移転された方々がどこから何戸かということでご説明願います。つまり東町団地あるいは東町からが何戸、緑町団地が何戸、3つ目はその他が何戸、このように分けてご説明をいただければと思います。

以上、4点お願いします。

委員長

渡辺委員、3番の質疑については滝川市とは直接関係がないため、この場ではなじまない質疑かと思いますが、それ以外でお願いいたします。

それでは、所管から答弁願います。

林副主幹

まず、1番目の不納欠損の関係ですが、平成24年度の不納欠損につきましては市営住宅使用料が8件、金額として16万1,227円となっています。内訳につきましては、18年度分が4件、4万4,183円、19年度分が4件、11万7,044円、理由につきましては居所不明が5件、12万5,325円、死亡が3件、3万5,902円となっております。

次に、駐車場の滞納の理由ということですが、まず駐車場に限らず一般の住宅使用料についても言えるのですが、分析しましたところ家賃単価の高い世帯の滞納がふえたということが1つ挙げられると思います。平成23年度は、1件、一月の単価1万2,265円が、平成24年度につきましては1万4,141円となっていることからそのように言えます。それから、2番目につきましては、新規の滞納者がふえたということが挙げられます。全体滞納額に占める新規滞納者の割合につきましては、平成23年度が39.8パーセント、平成24年度が47.5パーセントとなっております。それから、3番目に、仕事をやめて新しい仕事が見つかるまでの間の滞納がふえているということです。あと、離婚とか、もしくは離婚調停中が原因による滞納もふえております。引き続き滞納者は連帯保証人を含めまして納付督促を強化し、状況に応じた法的措置を講じて収納率向上に努めたいと思っております。東町団地1号棟30戸中どこから何件転入、住みかえがあったのかという質疑ですが、まず東町から20件、あと緑町から7件、その他一般から3件入居しております。

薦田主査

委員長
大谷

ほかに質疑ございますか。

それではまず、291ページの滞納のところですが、いつも本会議の中で滞納処分、専決処分についての報告あるのですが、24年度の中でそういう調停に持って行って、その結果はどのようになっているのか。和解が成立して、例えば支払いをして引き続き入っている方とか、退去命令になったとか、そういう状況についてお伺いしたいと思います。

それから、299ページですけれども、市営住宅の管理人についてですが、管理人の仕事の内容というのはどのようになっているのか。いろいろ苦情が来るわけですが、過大に管理人はこういうこともしてくれるのだというような思いがある方が結構いるのかなと。そういうことで、管理人の仕事の内容を周知させているのかどうか。

それから、管理人の報償としてここに記載があるわけですが、その人数とか待遇とかはどのようになっているのか。また、道営住宅についてもその待遇等については同じようになっているのか。

それから、記載はないのですけれども、24年度の中で高層住宅がこの後もずっと

建っていくのかなと思うのですが、市民からの平家住宅についての希望等はあったのかどうかということ。

それと、駐車場についてなのですが、市営住宅の駐車場は、大体1家庭に1つの駐車場が確保されているのかどうか。

それから、普通は1つしか駐車場を借りられないと思うのですがけれども、複数借りている場合があるのかどうか。

それから、入居者の中には自分の住宅番号と駐車場の番号が同じ場合、お金は払っていないのに、自分の駐車場と半分勘違いしている人がいるのではないかと思いますのですが、例えばその番号はうちの駐車場の番号なのに誰かが入れているだとか、それはお金を払っていないのだから当然違うのではないですかということをするのだけれども、勘違いをしている方がいるのかなと。ですから、その辺についてきちん周知されないと、いろんな苦情があって、こちらのほうにも苦情が持ち込まれるのだけれども、そういう駐車場についての周知徹底をどのようにされているのか伺います。

林副主幹

まず、24年度において法的措置をとった内容ですが、調停が1件で、この1件は不成立になりまして、その後ご本人が自主退去されました。

それから、管理人の業務の内容でございますが、まず管理人を委嘱する際にはその都度本人に建築住宅課職員の職務の補助をしていただく内容を記載した資料を提示しまして、口頭で説明をしておりますので、その管理人につきましては職務について認識しているものと考えております。具体的な業務の内容につきましては、まず建築住宅課からの注意文書ですとか各種文書を配付していただくことですとか、例えば建物内に異常が発生した場合に通報していただくこと等がございます。

あと、予算のお話になりますけれども、管理人の計上額につきましては、市営住宅が34人分で139万3,320円、道営住宅分が14人分で56万4,000円となっております、1人当たりの平均額につきましては市営住宅、道営住宅分両方とも約4万円程度になっております。

薦田主査

駐車場の管理の方法等でございますが、まず各住戸に1個ずつ駐車場が確保されているのかという点につきましては、確保されております。

また、各戸で複数使用されている方がおられますかという質問についても、複数使用されているご家庭もございます。

また、駐車場トラブルといいますか、結構こういうトラブルというのはあるのですけれども、その都度入居者からトラブルの内容を聞いて、また相互間調整をとりながら、ご理解等をいただきながら、適切な利用をお願いしているところでございますが、なかなかこういうトラブルも後を絶たないものでありまして、その都度適切に対応しているところでございます。

伊藤主幹

市民の方から平家建ての住宅の希望とかを調査しているのかということですが、建てかえ団地につきましては団地ごとに建てかえ計画を定めて進めておりますけれども、それぞれ敷地形状から求められる建てかえ戸数、そういったものからほぼ住宅の形式、どのような形で建てかえるかというのが決まってくるものですから、特にご要望を伺うということは今までしておりませんでした。入居者の方には、その団地から入居される方には主に部屋の形式、1LDK、2LDK、3LDK、どれを希望されるかということを中心に聞き取り調査しまして、アンケート調査しまして進めてきているところです。

大 谷 平家については、こちらからは特に要望などは聞いていないということですが、住民のほうからもそういう要望が全然来ていないのかということをお伺いします。

それから、駐車場について複数の場所を使用しているということもあると。そういう人については、例えば利用料金についてはどのようになっているのか。

それから、管理人の人数はわかりました。4万円というのは、月額4万円ということですね。普通に家賃を払ってもらっているのですよね。払ってもらって、管理代を月4万円と。口頭で……

(「年額です」と言う声あり)

大 谷 そうですか。それでは、年4万円だから、本当の簡単な連絡程度の内容ですね。そして、その仕事内容については、決まったものを見てもらって、口頭でお伝えしているということですね。それで、入っている入居者が管理人としての仕事の要求があるとすれば、やはりこういう程度の軽微な仕事というか、年収も非常に少ないので、その辺の理解を周知してもらわないと管理人だってやってられないです。その辺のところの理解の方法というのを、周りの人たちに対しての理解はどのようにされているのかという点でお伺いします。

薦田主査 先ほどの駐車場の2台目、複数使われている方、2台目の扱いについてということですが、市としては基本的に車庫証明、これについては1台分しか出せないことから、2台目の管理につきましては、これはあけておくのももったいないということで、空き区画の有効利用の必要性から自治会に運営をお任せしております。ですから、その部分については、ほかの利用者の方との均衡をとるためにも協力金という形で例えばいただいて、運営に充ててはどうかというような助言もさせていただきます。自治会の中でそれについては取る、取らない、あとは料金については協議していただいて、よりよい有効活用をお願いしているところでございます。

伊藤主幹 平家建ての希望がないのかということだったのですが、特に私ども今まで公営住宅の建設事業をやっている中では市民からそういう要望は伺っておりませんけれども、建て方形式としましては江陵団地の建てかえ第1期、中耐で建てましたけれども、それ以降2階建てに、なるべく低層化で建てかえていこう、敷地的に余裕があるところはそういうことできょうということできょう今進めております。ただし、東町団地についてはちょっと敷地が狭いということもありまして、ある程度建てかえ戸数をそこで確保したいということで中層化にしております。それ以降また低層化住宅で今検討を進めている段階でございます。

林副主幹 管理人と入居者との関係ですが、ほとんどの団地においては自治会と入居者と良好な関係を保っているのですが、中にはごく一部の団地において管理人と自治会等とトラブルがあるような団地がありますけれども、その際には市として管理人、自治会も時々入りますが、協議や指導を行ってきたところです。それから、住宅管理人につきましては、市と団地間の橋渡しの要素がありますので、今後においても必要であると認識しております。引き続き協議や指導を徹底していきまして、入居者と生活環境、または利便性の向上のために良好な関係、団地の運営管理を行っていききたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

山 口 調定額についてですが、まず290、291ページの歳入で、調定額を計算するときの滝川市の公住会計の考え方と、それから算出方法です。現年度分と滞納繰

り越し分は恐らく大幅に考え方が違うと思うので、その違いと、周辺自治体の調定額を算出するときの計算の仕方と何か別な考え方があるのかどうか。

それと、もう一つ、288、289ページですけれども、歳入の予算現額とその調定額の差異がありますが、恐らく泉町団地の繰越明許の金額だと思うのですが、繰越明許をするのは予算を立てたときにわかっていたのか、それとも途中何らかの事情で繰越明許をせざるを得なかったのか、こういう結果になったのかをお聞きしたいと思います。

薦田主査 繰越明許の関係ですけれども、当初泉町団地の4棟目を25年度に建設予定でありましたが、国からの補正予算の関係でこれを前倒して24年度でやりましょうという話になりまして、これについて補正予算を組みまして繰越明許という形になっております。

佐藤主任主事 私から調定額の算出方法についてお答えしたいと思います。

まず、現年と滞繰の算出の方法ということでございますけれども、現年につきましては特段決まりがございません。過去の平均をとりまして、あと歳出のほうの調整をいたしまして決めているところでございます。滞繰につきましては、過去の5年の平均をもって調定額を決めております。

それから、他自治体につきましては、申しわけございません、ちょっと調査をしております。今後予算要求するときには参考に調査していきたいと思っております。

委員長 井上 ほかには質疑ございますか。

303ページですが、先ほど渡辺委員が質疑していましたが、東町団地の第1期工事ですけれども、住みかえで30戸のうちほとんど、27戸が住みかえということで、一般公募は3件という状態。それで、泉町の第3期工事のほうはどうだったのですか。これがまず1点。

薦田主査 泉町団地ですが、旧泉町団地より11件入居、これ11件っておかしいなと思いますけれども、10件は新しいところです。11件のうちの1件というのは、既存の団地、あるほうに1件転居しております。あと、同団地から市外に1件転出ということになっております。

(「全体で何戸」と言う声あり)

薦田主査 全体で10戸ですけれども、移転については12件ということになります。旧泉町からの移転という形では12戸になります。

(何事か言う声あり)

委員長 薦田主査 もう一度はつきり答弁をお願いいたします。

薦田主査 申しわけございません。ちょっと聞き違えておりまして。10戸入居可能なところに10戸入っております。

井上 それで、どうしてこういうことを聞くかといったら、今の建てかえというのは新しい人もどんどん入れるというようなことではなくて、ほとんど住みかえのためになっているという現状なのかどうか。その辺どういうことになっているのかも一回伺います。そして、そういう傾向がずっと続いているのか。

伊藤主幹 市営住宅団地の建てかえ状況ですけれども、建てかえ計画、今ストック総合活用計画ということで住みかえを中心にして建てかえを行っているというのが現状です。人口減も続いている、世帯減も始まり出しているということで、私どもの公営住宅、全世帯数の約11パーセント程度を公営住宅が占めているという状況で、全都市平均から比べると公営住宅の比率が非常に高いという状況になってござい

ます。そういうこともありまして、公営住宅の戸数そのものはこれ以上余り管理戸数をふやしていかないという方針で今考えております。その中で建てかえ戸数をやはり制限せざるを得ないという状況なものですから、現在入居されている団地の建てかえにおきましては、住みかえられるその団地に住んでおられる方を中心に、その方たちの入居を確保するというを前提に計画を進めさせていただいているところで、残念ながら新規に入居していただく方につきましては、公営住宅から出られる方が出たときにお入りいただくような形が中心になってございます。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

290ページの住宅使用料の関係で、まず1つは予算に対して160万円ちょっとマイナスしていると思うのですが、いろいろな理由があると思うのです。1つは、政策空き家というのが24年度どのぐらいあったのか。その政策空き家の関係で使用料が減っているのかどうかということが1つです。

それと、もう一つは、24年度も25年度もそうなのですが、孤独死というのがまだまだ公営住宅でも発生しているのです。そういうようなことで、24年度はどのぐらいの件数があつて、その後そういうところはどのような形で、例えばそのまま閉鎖になったのか、あるいは修繕して入居をさせているのか、その辺の状況を伺いたいと思います。

そして、もう一点は、これは使用料とは直接関係ないのですが、公住入居者の実態ということで伺いたいのですが、登録上は入居している、もちろん家賃も納めている。ところが、その近所の方に聞くと、ここの住人の方はいないですよ。だから、いわゆる家財道具は入っていて、実態として生活実態がそこにはないという戸数が公住でどのぐらい24年度あったのか、その辺把握されているのか伺いたいと思います。

そして、最後ですが、住宅修繕の関係で、もちろん見回りして、この住宅のドアについては直さなければならぬとかということはあると思うのですが、基本的には入居者の申し出で修繕の箇所を点検しながら修繕に踏み切るのかどうか、その辺は実際どのような形になっているのか伺いたいと思います。

林副主幹

住宅使用料の関係ですが、まず政策空き家につきましては24年度末53戸ございます。

収納率が下がった理由ですが、冒頭申し上げましたけれども、まず分析した結果、家賃単価の高い世帯の滞納がふえたことと新規の滞納者がふえたこと、それから仕事をやめて新しい仕事が見つかるまでの間の滞納がふえたことと分析しております。

薦田主査

孤独死の件についてですが、24年度におきましてはございません。

また、それについてその対応等についてどのようにしているのかということですが、けれども、例えば管理人に対して長期不在者等の情報については報告徹底等を依頼しております。あと、課内で定期的に対策会議を行い、滞納者等の情報について共有化を図っております。また、3カ月以上家賃滞納がある場合において本人や連帯保証人に連絡がつかない、かつ……

(何事か言う声あり)

薦田主査

済みません、亡くなられた後に次の入居者に対して周知をしているかということ……。

(何事か言う声あり)

委員 長
林副主幹 答弁できる方から順次お願いいたします。

入居許可を出して生活実態がない方の把握の関係ですけれども、何件か連絡を受けた中で、もしそういう実態があればご本人とか保証人に連絡をとって、把握に努めております。

それから、修繕の関係ですけれども、ご本人から申し出がありましたらその内容に応じてこちらで直営で直せる部分については直しますし、無理でしたら業者を依頼して、そちらに発注をして修理をしていただくという流れをとっております。

薦田主査 再度お答えいたしますが、平成24年度におきましては孤独死はございませんでした。また、仮にあった場合ですが、これにつきましては例えば入居したいという方がおられた場合にはその内容を周知した上でご紹介いたします。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑の留保はなしということで確認したいと思います。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

所管の入れかえがありますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 51

再 開 11 : 01

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員 長 認定第6号 平成24年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

大平部長 (認定第6号を説明する。)

千葉室長 (認定第6号を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

渡 辺 それではまず、2、3ページです。それぞれの収入、支出の表の備考の下の方にあるのですが、仮受消費税及び地方消費税の収入があります。それから、3ページの一番下にその支出があるのです。ところで、その3,880万円程度の収入、そして支出は3,300万円程度だと思うのですが、この差の理由です。納めなかったというか、そういうことになるだろうと思うのですが、ご説明をお願いします。

次、2つ目は、30、31ページの企業債についてお尋ねいたします。当年度償還高ということで、30ページでは固定負債の合計があります。それから、36ページには公共下水道の借入資本金合計、それから38ページでは個別排水の借入資本金合計があるのです。というようなことで、当年度償還高は約12億円程度と計算されるのですが、それでいいかどうか、この2点お尋ねいたします。

宮西副主幹 まず、一番最初にお話のありました2、3ページの仮受消費税と仮払消費税の差額の部分でございます。まず、この差額でございますが、これは預かり消費税で、皆さんの下水道使用料の中には消費税が当然含まれておりまして、これを仮受消費税としまして私どもが一旦預かります。そうしまして、支出の部で、収益的支出の部分なのですけれども、こちらで維持管理費の部分の支払いをいたしまして、当然一般民間の企業に対して代金支払いとともに消費税の支払いをしてございます。その消費税でございます。そして、これの差し引きの差額につきましては、

4、5ページにございます建設改良費、資本的支出の仮払消費税ということになります。この資本的支出の仮払消費税、一番下、5ページにございます。備考欄の一番下の合計が880万円ということで、この差額とは当然異なった差額になっております。この2、3ページの差額は、合計で約580万円ぐらいの差額になっております。残り300万円はどこへいったのかということなのでございますが、この300万円は、消費税法の中でこれはルールとして決まっているのですけれども、建設改良費に係る消費税を計算する際にその財源となったものが国の交付金ですとか受益者負担金の場合には、それは仮払消費税とはみなさないというルールがございまして、その300万円を建設改良費の消費税800万円から差し引きまして570万円程度残りまして、この570万円の消費税を計算する際に資本的支出のほうから抜き出しまして、2、3ページに書いてあります収益的支出の営業外費用のところに持ってきて、そこに含めて計算をいたしております。そうした関係から、どうしてもこの消費税の差額570万円というものが建設改良費の消費税が抜け落ちるような形で差額が生じることになります。その分4、5ページの、なかなか理解に苦しいところなのですけれども、資本的収支調整額ということで毎年度説明させていただいております。公共下水道では550万円、個別排水で23万7,500円、大体合計しますと570万円ということで、資本的収支調整額というのは建設改良費に係る消費税でありまして、それを資本的収支から抜き出して、収益的収支の営業外費用のところに持っていくしますので、不足額から除くという意味で補填をするという、こういう表現を毎年させていただいているところであります。それから、企業債の部分でございますが、30ページから39ページまでございますが、こちらの償還残高でございますが、それぞれ合計をしますと公共下水道では償還額が資本的支出ですから25ページの12億円になりますし、また個別排水でいえば27ページの540万円にそれぞれ償還額はなるように記載がされております。以上でございます。

委員長
山口

ほかに質疑ございますか。

黒字決算でとてもいいのですけれども、44、45ページの財務分析を見ると、現金比率が176パーセントから146パーセントに落ちているのです。当然ながら流動比率もそれに連動して落ちるのですけれども、180パーセントだから特に問題ないといえないのですが、この落ちていることで何かお金があるから特に使ったとかということなのか、それとも基準として見ている比率がこの程度だから、その分特に考えていないのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

宮西副主幹

まず、流動比率でございますが、今年度につきましては、昨年度と同様なのですけれども、起債の元金償還、こちらの償還日の一番最後が休日に当たりまして、未払い金などがふえておりまして、流動負債の金額はふえてございます。そういった関係で、分母となる流動負債がふえたことがまず1つ挙げられるかと思えます。

それから、現金でございますけれども、現金の金額につきましては、毎年度見ていきますと今年度はそんなに低い現金とはなっておりませんので、21年度から現金をずっと見ていきますと、21年度は1億3,000万円ございまして、22年は1億5,000万円、23年が3億6,700万円の24年が3億円ということで、若干の動きはあるのですけれども、何といいましても平準化債を借りながらの現金ということになりますので、借金を余りふやして現金を残すということもいろいろ考えた結果、若干現金の残高というのはそういったことで動いている状況にあります。

委員長
柴田

また、現金の保留高ということで見ていったときには、こちらは平成23年度の地方公営企業の年鑑を参考にしまして全国平均と対比をしてみた内容なのですが、全国でいえば1カ月の使用料に対して年末の現金、これが5.6月分公共下水道では残っておりまして、今年度私どもの現金は同じように計算をしましたところ5.0ということで全国平均並みかなと。現金の保有については、この程度なのかなと考えているところであります。

ほかに質疑ございますか。

13ページですけれども、水質改善の事業、合流式の関係なのですが、この進捗状況というのか、これはどこまで改善したら100パーセントなのかというのがちょっと私もわかりづらいのですけれども、この24年度の段階での進捗率というのか、そのことを1点お聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、昨日まで台風の被害が全国的に相当数出ているのですけれども、この24年度までの改善状況の中でこういった災害に適切に対応できる体制となっているのかどうなのか、そのことについて、具体的にこうなのだよということまでは必要ありませんけれども、どのような進捗状況になっているのかあわせてお伺いしておきます。

山崎副主幹

まず、1つ目の合流改善の進捗率についてご説明いたします。

合流区域が現在122.3ヘクタールございます。このうちの平成24年度末で16.75ヘクタールが分流化に実施可能となった供用区域の面積となっております。これをパーセンテージにあらわしますと約13.7パーセントでございます。事業費ベースで考えますと、今回この合流改善につきましては総額で約33億円程度かかると見込んでおります。現在の毎年1億二、三千万円の事業費で進めていくと総体が26年程度かかるという見込みで、このうち現在6年経過しておりますので、最終的に全て完了するまで今の事業費ベースでいきますとあと約20年ほどかかるかと思われまます。

それと、2つ目の質問、大雨に対する逆流防止という部分についての対策ですけれども、大雨が降り続きますと大量の雨水が合流管に流入しまして、また污水管への侵入水も増加することから、流域下水道の幹線に入る流入水が流下能力を上回りまして、管渠内への滞留現象が発生しまして、このことにより滝川市内では緑町地区、有明地区、扇町、泉町地区の一部において污水が流れづらいついて、そういった事態が発生しております。この事態を少しでも緩和をするために、平成23年度に緑町、有明町、泉町の3カ所にバイパス管を設置しまして、污水の分散化を図ったところでございます。この工事により一定の成果が見受けられたことから、平成24年度につきましてもさらに2カ所程度増設をしております。また、地道な作業になりますけれども、昨年度よりマンホールのかぶりから雨水が污水に入ることを防止するために、少しでも污水管への侵入水を減らすよう対策を講じて進めているところでございます。ことしにつきましては、まだ污水が流れづらいついて、というすごい大雨が来ておりませんので、現在のところ污水が流れづらいついて、という状況はまだ発生をしていないと、そういった状況でございます。

今後につきましても考えられる部分をいろいろ検討しながら、そういった対策には努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

柴田

13.7パーセント、この数字を今高いとするのか、低いとするのかという議論はする必要はないと思います。ただ、今お話のあったように2点目のところで、やはりいつ何どきそういった逆流の問題が出てくるかわからないと。これは、やは

り合流方式というのは、こういった問題が生じたときに非常に防災という面ではネックになってしまう部分であると思うのです。ある意味負の遺産と言えるものですから、そのことについて24年度までの進捗状況を建設部長はどう考えているのかだけ最後に聞いて終わりたいと思います。

大平部長

合流改善、先ほど申したとおり、13パーセント余りということで非常に少ない数字ということになっております。当然ながら私ども企業会計、起債償還等々ございます。この辺の状況を見ながら、もう少し早い進捗になればなと思っていますところでございます。

ただ、余り一緒にたにやりましても今の合流改善というか、合流地区におきましては家庭の中がそもそも汚水と雨水がくっついてしまっていますので、家を建てかえるときにそういうものを分けるという作業も出てまいります。余り急速な合流改善をいたしましても、そういったものが整備されないということにもなります。ただ、やはり今のままですとかなりの年数がかかるので、これについてはいつかの時点でなるべく早くなるようにしたいなと思っていますところでございます。ほかに質疑ございますか。

委員長
副委員長

今の話に関連するのですが、まず以前に説明があったかもしれませんが、建設改良事業の中の公共下水道事業と個別排水の関係なのですけれども、当初管渠布設が予定していた延長よりも随分減って、パーセントでいうと50パーセント台だと。それと、個別排水の処理施設が8基のところ6基になったと。これは、翌年度に回すのかもしれませんが、回されているのかもしれないのですけれども、どういった理由でそのようになったのかということが1点です。

それと、20ページの不納欠損額なのですが、741万2,000円、前年から見たら30万ちょっと減っていると。それはわかるのですけれども、その理由が居所不明が270件ということで書いているのです。この270件というのは、一般家庭もあるでしょう。それから、もしかして公営住宅の入居されている方もあったのかもしれませんが。その内訳と、他の部署と連携すれば少しでも居所不明が改善されるのではないだろうかと思うものですから、その辺の状況もあわせて説明いただければと思います。

山崎副主幹

私のほうからまず1点目の個別の関係の予算で8基見ていたのが最終的に6基になったという部分について説明をしたいと思います。

個別合併浄化槽につきましては、あくまでも個人の方の希望で申請があり、その個数が決まっております。予定では8基程度毎年見ておりますけれども、平成24年度につきましては地先のほうからの申し出が6基しかなかったというのが現状です。平成9年にこの制度ができたのですけれども、その平成9年度は比較的早期にそういった施設をつけたいという、そういった要望も多々ありまして、年間30基程度申請がありました。ここ数年は毎年10基程度未満ということで、今後についても同じような数で推移していくのではないかと想定しています。これにつきましては、先ほども説明しましたようにあくまでも使用者の申し出によって工事が発生するものでございます。今後につきましては、新築をした場合だとか、あとお金に余裕ができたときに実施をしていきたいという申し出もあると思いますので、今後も現段階では引き続き同じことで考えていきたいと、そのように考えております。

宮西副主幹

2点目の不納欠損についてでございますが、持ち家か、公営住宅かの区分のデータは持っておりません。

それから、居所不明の住所の追いかけなのですけれども、市民課などに住民情報ですか、照会をとる努力はしてはおります。ただ、それでもなかなか業務用の会社である日突然いなくなってしまうと、なかなかその後が追えないですとか、そういったことが多々あるというふうに聞いております。なるべくどう見ても悪質滞納だと思われるものにつきましては、毎月給水停止をしながら何とか納付を促したり、連絡を受けるようにして、連絡を途切れないように従事していると広域水道企業団から話を伺っております。

遠藤主任技師

公共下水道の新設の延長についてご説明させていただきます。

市内の公共下水道につきましては、ほぼ面的な整備は終わっておりまして、今新設するところといいますのは道路の新設工事、または改良工事に付随して污水管を布設しなければならないところでして、どうしても道路改良の予定とリンクして予算を計上しているところがございますが、道路事業のほうでどうしても予定していたところが交付金が減額になったりできないところがありまして、道路工事をやったところに対して污水管を布設している状況にありますので、その分延長が減ったということがございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

それでは、昼休み休憩といたしたいと思います。

午後1時から再開といたします。それでは、休憩に入ります。

休 憩 11 : 44

再 開 13 : 00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第4号の審査の前に、午前中の本委員会において認定第3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をしましたが、井上委員の質疑に対する答弁に一部誤りがあったということで所管より訂正の申し出がありますので、ここで発言の訂正を許可いたします。

薦田主査

先ほど午前中の井上委員からの質疑ですけれども、泉町団地3棟目建てかえについて旧泉町団地からの住みかえは何件あったのかという質疑だったと思うのですが、これに対しまして10戸に対し10件の入居があったとお答えいたしました、それについては10戸に対し1件の入居で、他の9戸については一般からの入居であったということで、訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

委員長

以上のとおり訂正いたします。

認定第4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

それでは、認定第4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

佐々木部長

(認定第4号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

渡 辺

それでは、介護保険について全体的に、この委員会の委員になったときにほとんど同じことを聞いているのですが、総支出を認定者の総人数で割っているのです

が、今後認定者がどんどんとふえていく、そういうようなことからして大体1人当たりというものの金額、これがこれほどのことで推移して大丈夫なのかということをお聞きしています。昨年、ことしと総支出、それから認定者、同じような程度なのですが、単純計算をしますと認定者1人当たり127万7,000円程度なのです。この制度の根幹にかかわることですが、今これだけの費用をかけて、これだけの認定者を介護しているわけでありまして。居宅のほうも施設のほうの介護も両方なわけですが、ずっと介護保険料を払い続けて、いざ利用する段になって、やがてこの認定者が3,000人、4,000人と、こういうことになると、単純計算でありますけれども、1人当たり127万円の費用はとても大変ではないかと思うわけです。そういう意味で、どこのところというのではなくて、全体的にまず1人当たり、少し減ってはいるのですが、157万円のときもあったのですが、そういう意味で認定者増に対する工夫というのは毎年なされなければならないのではないかと思うのですが、この点についてお答えください。

小峯副主幹

ただいまご質疑いただきました保険給付費に係る費用1人当たり127万7,000円ということでございますが、ちょっとその算出根拠が明確ではありませんので、その数字についてははっきりこちらとしてもお話をすることができませんが、今後認定者数がどんどんふえていくと保険給付費が払えなくなるのではないかと、それに対する工夫はということでございますが、既にご存じのように介護保険にかかわる制度そのものが今大きく見直しされようとしております。国の考え方としては、保険給付費を何とか抑制する方向で考えていると。その中で、いろいろ今ある制度が改善をされて、保険給付費全体についても抑制される傾向になるのではないかなとは考えております。ただ、その中身については、まだ詳細がはっきりしていないということから、国あるいは道のほうからそういった情報が来るのを今待っている段階ということでご理解をいただきたいと思います。

委員長
大谷

ほかに質疑ございますか。

考え方についての質疑ですけれども、居宅介護の場合と施設入所の場合とを比較した場合に、やはり居宅介護のほうは断然に市としても経済的だとか、そういうのはもう明確にここにも見えているのですけれども、いろいろなことを質問したり、要求したりする場合に例えばそういう助成をもっと居宅の人というようにことをしたときに、予算がと言いますけれども、その人たちがもしか居宅から施設入所になった場合はもっと非常に多くかかるということで、その辺について例えば今24年度の反省の中ではそういう部分についてはどのように考えられて推移してきているのか、そこをお伺いしたいと思います。

小峯副主幹

ただいまの居宅と施設のサービスの費用を比べると、居宅が格段に安いと、そういったことから居宅への誘導を進めるような工夫とか、施策についてどのように考えているかということでございますが、ご存じのとおり第5期計画から新しい事業として家族介護用品の支給事業、あるいはリフトつきタクシー等の利用料助成事業といった在宅介護を支援する事業に取り組んでまいりました。この事業につきましても、25事業年度から対象者を拡大するなど改善を図ってきたところでございます。今後につきましては、今第5期計画、27年度から第6期計画ということになってまいりますので、その計画策定が次年度行われていく中でそういった在宅介護を支援する施策についてもあわせて検討をしていきたいと考えております。

大谷

5期の計画の中での介護度4、5、あるいはことし7月からですか、介護度3ま

でということでは本当によかったなと思うのですけれども、やはりその辺をもっとより深く検討して、安易に居宅から施設入所になるのを防ぐようなもっと効率的なことを考えてやれるような反省を次に生かしていただきたいなと思いますので、今ちょっと検討するというのもありましたので、より強く、ここは質疑の場所ですから要望ということにはならないと思いますが、より深く検討されるようにお願いします。

委員長
柴田

ほかに質疑ございますか。

私もちょっと全体のお話なのですが、保険事業勘定とサービス事業勘定なのですが、すごくこの決算は特徴的なのですが、保険事業勘定のほうは減額補正をして、なおかつ不用額が非常に大きく発生しているという印象があるのです。サービス事業勘定のほうは、増額補正を相当大的な額でやっていて、この事業そのものの傾向がこの決算で非常によくあらわれているのかなと思うのです。私は中身はよくわかりませんが、一方では利用者が減少したという説明を保健福祉部長は繰り返していると。では、一方でサービス勘定のほうは、これは利用者がどんどんふえていっているのかといったらそうではないわけです。そこについてこれだけ見てもよくわからないものですから、ちょっとわかるような説明をお願いしたいと思います。

小峯副主幹

介護保険の保険事業勘定のほうで申し上げますと、減額補正をしてもなお不用額が大きく出ているというところでございますが、まず保険給付費、一番不用額が大きく発生しているのは2款の保険給付費でございます。保険給付費は、介護サービスを利用した費用の保険者負担分を支払うものでございます。第5期計画をつくる中で、3年間の介護保険給付費がどれぐらいになるのかというのを見込んで、それをもとに平成24年度につきましては予算組みをしたところでございます。3月の補正の段階においてその保険給付費が支払い不能となることがないよう、また大幅な不用額が発生することがないよう補正で調整をしているところでございます。その結果として、3月補正では1億2,000万円ほど保険給付費を減額補正したという経過でございます。ただ、保険者負担分につきましては、確実に支出をできるようにしなければならないということで、少し余裕を持った予算現額としていること、保険給付費の総額が約30億円と大きな金額であることから5,000万円を超える不用額が発生したという経過でございます。

先ほどの50万円以上の不用額の説明の中で利用者減という言葉が多くあったということでございますが、これは当初の見込み、平成24年度の当初予算を組んだときの見込みよりも減っているということでございます。

須藤主査

ただいまの柴田委員からのご質疑の中で、サービス事業勘定の中身であります。サービス事業勘定の予算につきましては、過去の稼働率等から予算を積算しているところであります。また、今回平成24年度につきましては、介護報酬の改定、減額の改定がありましたので、それと利用率を加味して予算を立てたのですが、実際平成24年度施設の運営をしていくと、思いのほかデイサービスについても稼働率が上がった。もう一点は、緑寿園入所、そしてすずかけ入所なのですが、これも稼働率で積算をしております。実際定員200名のところ200名ではないかということも考えられるのですが、その中には入院されている方もおります。入院されている方については、その期間介護報酬が計上できませんので、そういったものを差し引いて稼働率というのを算定しているのですが、その稼働率が上がったことによって全体の介護報酬が上がったということで増額の補正をさせていただ

いております。

柴 田

別にわかっていて質疑しているわけではないのですが、年度末に1億2,000万円減額補正するよと。なおかつ不用額がこれだけ出ますよと。これ全体的に減少するだとか、あるいは例えばこの中の目の中でこぼこがあって、トータルとして全体が縮小されたということであれば、逆に僕もこの決算の数字自体はすっと落ちるものがあるのですけれども、これだけ不用額が発生しているということになると、利用が減っているというだけでは片づけられない。逆にどうしても掘り下げて、利用がしづらいですとか、あるいは利用が何らかの理由で抑制されているだとか、そういうふうにはやはりこの数字というのは受け取られる数字ではないのかなという感じがするのです。一方で、サービス勘定のほうは、今説明があったとおりだと思うのです。そのとおりだと思うのですが、保険料が減額されて、なおかつ施設のその入所者の数も変わらず、それで今の入退院やら何かの関係でローテーションがされていて、それで圧迫されてこれだけ多額の費用が補正せざるを得ないということについてもやはりすっと落ちない部分があるのです。確かに数字を見せられたら納得するのかもしれないですけれども、余りにも同じ介護保険の勘定で傾向が全然違うわけです。一方はどんどん負担がふえていって、一方では利用が減っていっていますよという、このことについて実はどうも今の説明だけではすっと理解できないものですから、何とかそこら辺つじつまの合ったご説明をいただけないかと思うのですが。

委 員 長

所管にお尋ねいたします。答弁に時間を要しますか。要するのであれば5分間休憩したいと思いますが。

(何事か言う声あり)

委 員 長

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:37

委 員 長

小峯副主幹

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどのご質疑でございますが、先ほどもちょっとお話ししたのですけれども、当初予算で見込んだ数よりも利用者は減っているということで先ほど不用額の説明をさせていただいたということで、利用者数そのものは前年よりも伸びております。ただ、当初予算を組んだ見込みよりも伸びが少なかったということでございます。

あと、保険事業勘定につきましては、被保険者が利用する介護サービス、市内にある施設、市外の施設、全部含めて費用として計上がされております。その辺がサービス事業勘定とちょっと連動していない部分に当たるかもしれません。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

委 員 長

副委員長

ほかに質疑ございますか。

今不用額の話が出ましたけれども、地域支援事業なのですが、結局新規事業で今回24年度、高齢者見回り支援センター事業というのを始めました。ただ、ひとり暮らしの方が独居で亡くなっていくということもなかなか減らない状況なのです。そういったことで、そのときには民生委員だとか児童委員だとか、あるいは町内会だとか老人会だとか、あるいは企業、団体、そういったところに協力を求めながらネットワークを構築していくのだという話だったのですけれども、24年度どの程度全市に広がっているのかを伺いたいと思います。

渡邊副所長

見守りセンター事業に関連しまして見守り事業のネットワークがどの程度広がっ

たかというご質疑だったのですが、23年度の11月に高齢者見守り安心ネットワーク事業というものを立ち上げまして、23年、24年と年に1回会議を開催しました。その中にはもちろん今言われました町内会、民生委員、老人クラブ、あと新聞社、かなりの企業、六十数団体お声かけしまして、ネットワークの会議にはたしか30団体ぐらいだと思うのですが、集まっていたきまして、何か異変を感じたときには包括支援センターにご連絡くださいということで、シールを配付したりとかそういうことでお願いしたところでした。23年度に立ち上げまして、24年度の報告会のときに、ちょっと今資料を持っていないのですが、件数等を報告させていただきました。主には見守り事業でやっておりますヤクルトですとか配食、新聞配達、水道企業団、そういうところから何十件もありまして、こういうような皆さんに異変に気づいてうちのほうで訪問をして支援させていただきますという報告をさせていただいたところでした。年に1回ですが、啓発事業として今後も行いまして、企業、商店にお声がけをさせていただく予定であります。

副委員長

確かにそうやって結成して、いろんなところに声かけしてやっていたのだと思うのですが、実態として活動とか協力だとかと、そういう体制に本当になってきているのかなというのが心配なのです。私は、町内会長をやっております、市のほうからそのような話を一度も受けたことはないです。こういうような形でお願ひしますとかなんとかという。本当にそうなのかなと思っているのですが、どうなのでしょう。

深村副主幹

先ほど渡邊副所長から説明のありましたネットワーク、この構成の中にはもちろん町連協にも入っていただいております。実際に私も町連協の役員会の場にも出席をさせていただいて、その際各地域での取り組み、あるいはこうしたネットワークの普及に向けての協力依頼をしたところでありまして、それが全ての単位クラブというか、単位町内会にまでは、私どもが本来であれば出向いて、ご協力をお願い申し上げればよいところなのですが、なかなかそこまでは至っていないというのが実情です。一方、民生委員におきましても昨年も役員会の場にも出席をさせていただきまして、地域で先駆的に取り組んでいる見守り活動、そういったものの情報をぜひ市までお寄せくださいと。についてはその取り組みを、現在は個人情報取り扱いについての非常に困難性というものもあります。そんな中でうまく民生委員と町内会がやられている町内会については、その手法をぜひほかの町内会にも生かしていきたいので、情報提供をお願いしたいということでお話ししてきております。今後も状況をとらまえて民生委員と、それから町内会の意見交換をさせていただく中で、より滝川らしいというか、滝川にとって有効的に導入できる見守りの方法、そういったシステムの構築、そういったものに向けて取り組んでいきたいと考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で認定第4号の質疑を終結いたします。

それでは、所管の準備ができるまで暫時休憩いたします。

休 憩 13:45

再 開 14:06

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第7号 平成24年度滝川市病院事業会計決算の認定について

委員長

認定第7号 平成24年度滝川市病院事業会計決算の認定についての説明を求めます。

鈴木部長

(認定第7号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

渡 辺

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

この決算書で今事務部長から説明のありましたページというより事務概要とか決算審査意見書も参考にさせていただきましたが、まず1点目ですが、医業収益等は健全な決算であったと思うのですが、入院患者数とかそこについて質疑したいと思います。改築前より病床数が減っているのは事実なのですが、そこで入院患者の予定数を9万3,000人ぐらいに予定したわけでありますが、改築前10万人ぐらいだったのですが、それをずっと切って、結果的に8万8,000人をさらに切ることになったわけですが、改築後の2年目の決算、この予定数をやはりずっとはるかに超えて10万人を突破する必要があるのではないかと思います。そこで、改築前のあの3Kに該当する病院環境のもとで10万人の入院患者がそれぞれいたわけですが、それが来ないという原因はどのように押さえているか、これを小さな1点目にしたいと思います。

小さな2点目ですが、8万8,000人程度ですか、この中で、概数で結構なのですが、滝川の人の入院患者、新十津川町の入院患者、雨竜町の入院患者、この3つぐらいちょっと小さな2点目をお願いします。

大きな2点目、次に外来患者数でございます。予定数21万9,600人程度が21万5,700人程度に減りました。これも上回ることができませんでした。10年ほど前は、31万6,000人から32万人程度の推移であったはずであります。改築後、新築の病院等交代されて勇んでこられた医師のもとにこの30万人に戻すための努力はされているのかどうか。何が原因で10万人程度減っているのかという、やはりそういう原因追求というのは常に企業会計には必要ではないかと思いますので、この点についてお答えいただきたいと思います。

3点目であります。医業の分業は、市民の利益になっているのか、なっていないのかということについてお答えください。現在は、薬は院外薬局が花盛りであります。時代の波ではあっても、病院代はわずかだったけれども、薬は万金だったよという人が随分多いのであります。1,000円程度の医療費だった、ところが何カ月分の薬だったから何万円の薬局支払いをしたというのが現状ではないかと思うのです。これではやはり病院経営が大変になってくるのかなと思うのですが、院内薬局もそれは入院患者のための薬を処方しなければならないとは思っています。それはよく働いているとは思いますが、11名の薬剤師を配置しておいて、移動の大変なお年寄りとか障がい者、こういうのは積極的に院内処方をされているとは思いますが、この薬剤利益の率、ここをちょっとご説明をいただければと思います。

以上、3点をお願いします。

鈴木部長

入院患者数、外来患者数が減っているということのお話でしたけれども、改築前にも収支計画を立てさせていただきました。そのときに見た数字がかなり平成20年から21年にかけて落ちたということも含めて、平成23年度に改めて収支計画を見直しさせていただきました。そのときの数字が入院の延べ患者数が9万3,075人、外来の患者数が21万9,600人ということで収支計画を立てさせていただいてい

ますので、渡辺委員がおっしゃっている10万人の入院患者を目指すといった数字は、過去のいろんな患者数の状況を見ますとかなり厳しいのかなということも含めてこういう収支計画が立てられているということをご理解いただきたいということで、24年は特にうちばかりが落ちたということではなくて、道内の市立病院でも同じように入院患者は減っています。外来患者も同じように減っているということで、特に当院の場合は内科、整形外科、眼科、小児科の患者数が前年度より減ったということで、逆に平成23年度は新しい分野ができたということもあってかなり患者数を伸ばしたということもあったので、それとの関係もあって24年度は、通常ベースという言い方がいいのかどうか分かりませんが、若干患者が普通に戻ったのかなということを経営方としては分析していますし、あと24年度に診療報酬改定があったということもありますので、そういった受診抑制もあったのではないかと考えています。

あと、外来、入院患者数の地区別ということのお話ですが、外来でいいますと滝川が76.9パーセント、新十津川が8.3パーセント、雨竜が2.7パーセントの患者数の地区別の割合になっています。入院のほうは、滝川市が69.9パーセント、新十津川が7.2パーセント、雨竜が2.9パーセントということで、ただ最近では赤平とか芦別が若干ふえていまして、入院患者のほうで見ると雨竜の率を逆転しているという状況になっています。外来のほうも赤平がふえているということで、建てる前は滝川、新十津川、雨竜ということで話をしていたのですが、最近では滝川、新十津川、赤平という構造になってきているかなと思います。

堤 院 長

患者さんの減少の件ですけれども、おっしゃるとおり、ある程度の減少はあり得るにしても想定以上に減っている面もあって、ちょっと気にしているところではあります。先ほどの医師の件で考えますと、特に目立つのは眼科が2人いたのが1人に減ったという事情があって、それはかなり入院患者さんの減少につながったかなと。あとは一般的に大病院志向、札幌志向というのも少し向いているのではないかなと思っています。

それで、僕らのほうでも接遇とかもそういうのが問題になってということでは困るので、医師向けに関してもそういった患者さんに対する単なる医療技術だけではなくて、それ以上のものを提供するような努力というものを特に若い先生方に対して指導等をしていきたいと考えています。外来に関しても同じことで、10年前と比べると処方日数がやはりふえていると。医療費を節約したいという患者さんの思いとある程度1回の診察に時間をかけたいという医者側の思いがあって、だから処方の日数を少しふやして、受診の回数を減らすという傾向があるものですから、実際に通っていらっしゃる患者さんの数は同じでも受診の回数は減ってしまうというのはあるのではないかなと思っています。

もう一つは、処方の問題ですけれども、おっしゃるとおり院内で処方すると薬価の差益とかが入る可能性があるのですけれども、現在うちに所属の薬剤師の仕事としては、お薬の処方以外に点滴の例えば中心静脈栄養とか抗がん剤の化学療法、そういったものをセットするのが今までは看護師がやっていたものを薬剤師がそれをきちっとセットすると。特に抗がん剤とかですと非常に問題になりますので、そのあたりをきちっとやってもらうという方向にシフトしているものですから、外来を例えば自由に選べますというふうにするとある程度の人員増が避けられないと思います。ただ、おっしゃるとおり、特に冬期に至ってご年配の方とか移動が非常に難しい方に関しては当然配慮が必要だと思いますので、そこは非常につ

らい思いをして院外に行かざるを得ないということがないようにできるだけしていきたいと思っております。

渡 辺

よくわかるのですが、巨額の借金をして建てた市立病院の経営の基本は、やはり数字の魔術ではなくて、患者がどれだけ来られるか、基本はそこではないかと私は思います。ですから、その基本が崩れると将来の企業会計にだんだんと影響を及ぼしてくるのではないかと思います。診療回数や受診の問題についてはわかりましたが、それでもなおかつ、やはり絶対的に患者数ではないかと私は思っております。もう一度、医業収入をさらに上げるための、患者数を増やすということの二面性についてお答えいただきたいと思います。

鈴木部長

病院としては、市民が健康であるということが第一だと考えていますが、ただ滝川市民が他の病院を選択するということはできるだけ避けたいというのは当院の考えでありますので、そのために病院としてどのようなことができるかということで、やはり患者さんに優しい病院を目指そうということで、安心して安全にかかっていたらと、最終的には滝川市立病院を選ぶという、そういったことに対するいろんな取り組みを現在も行っているという状況ですので、そういったことが結びついて、少しでも当院に本来かからなければならない患者が来ていただければということでは患者をふやすということの考えとして現在も行っているところです。

一方では、入院とか外来の診療の単価とか、診療内容の分析なども含めて行っていますので、そういった面で単価アップ、今回も単価アップで若干救われた部分もありますけれども、そういった部分も含めて医業収益の確保につなげていきたいと考えているところです。

委員長
大 谷

ほかに質疑ございますか。

入院、外来ともに減っているそれをどのように考えるかというのは、大体今答弁の中でわかったのですが、医師が4人減っているのです、18ページで見ますと。それで、ただいま眼科の医師が1人減っているということで、その分患者が減っているというご説明もありましたけれども、この人数が減っているということで、今の患者数との関係から適切なのか、もっとふやす努力をしていっているということなのか、その辺を伺います。

それと、院内保育所のゆめみな、12ページに書かれているのですが、保育所運営で書いています。去年開設したばかりだったのですが、その状況というか、24年度の状況を伺いたいと思います。これを見ますと、未収金の徴収に取り組むなど書いてありますが、そういうような状況があったのか、未収金が最終的にはあったのか、その辺も含めて、多分看護師さんや医療関係者にとっては開設されて喜んでいるのでないかなと思ったのですが、それも含めて運営の状況について伺います。

堤 院長

まず、医師数についてお答え申し上げます。

当院の医師の場合、常勤の医師と、あとは研修医、嘱託医師としての研修医とおおむね分かれるわけですが、常勤の医師ではここ数年の傾向としては先ほどの眼科、あと泌尿器科は何年か前に3人いるのが2人に減ってしまったと。それとあと、病理、病理は直接患者さんを診るわけではないのですが、いろいろな手術とかに影響を与える、そこが減って、それは実際に業務にもある程度影響を与えているところです。当然何とかしたいと思っているので、挨拶などいろいろしているわけですが、今のところ思うとおりにはいっていないと。

逆に麻酔科と整形外科は1名ずつ増になっておりまして、その辺は整形外科の手術増であるとかスムーズな集中治療室の運営であるとか、そういったところに回っています。

この減った人数には1つには研修医の数というのがありまして、当院の研修医は2年間うちで固定してやる初期研修医と、もう一つはたすきがけといいまして札幌医大とか北大と2年間の初期研修のうち1年だけうちでやるという、そういうシステムがあるのです。それが去年2人いたのが1人減った、そういう面もあって、研修医が減ったというのもこの減少の中に入っています。研修医は、実際には必ず上の者が見てやりますので、研修医が減ったことは直接当院の患者の減少につながるわけではないですけれども、研修医がいっぱいいるというのがやはり病院の活気につながるという面では欠かせないので、要するにある程度新しい人が来て、活気のある議論ができる、指導ができるということ、そういった間接的な影響はかなりあるのではないかと思います。したがって、来年の研修医の獲得に関してもかなりうちは力を入れているところです。

田湯部次長

院内保育所ゆめみなの関係ですけれども、昨年4月に開所をさせていただきました。4月1日の開所時は、基本保育の子供が2名、あと一時保育の子供が3名という5名スタート、定員10名の施設を用意したのですけれども、5名スタートということで、直近の9月1日現在では基本保育が6名、あと150時間保育、6割保育が4名、一時保育8名という合計で18名のお子様を預かって運営をさせていただいております。保護者につきましては、医者が1名、看護師13名という中で運営をしているということでございます。

梅津副主幹

私から未収金について、これは一般的な医療の未収金ということでよろしかったかと思うのですが、こちらにつきまして過年度分については4,250万円ほど、現年分については8億3,700万円ほどということになりますけれども、この分については国保連合会や支払基金から入ってくる収入が2カ月おくれほどで入ってまいりますので、この分も含んでおります。ですから、実質的な部分としましては、先ほどの過年度分として4,200万円、前年度の決算から見ますと400万円ほど減らしている状況、これは年々定期的な外勤徴収等を行っておりますので、その効果が十分あらわれてきている数字ではないかと捉えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

山口

高等看護学院ですけれども、決算額が560万円減なのですが、中身を見ると在籍する生徒の数は余り変わっていないような感じなのですが、減額した要因というのは、生徒が途中でやめたりとかということなののでしょうか。

田湯部次長

経費のほうの減額の主な要因につきましては、消耗備品費ということで、23年度200万円相当あったものが89万5,000円ということで、備品については学院と協議をして計画的に整備をしていくということで、24年度については89万5,000円ということになっています。

(何事か言う声あり)

田湯部次長

収入については、授業料収入が減っていると思います。定員25名だったのですが、平成24年度の卒業生は20名ということで、定員より5名減っているという状況になっています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散 会 14:39